

平成27年度京都市認知症介護実践研修 実践者研修（第3・4回）研修募集要項

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症の方の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症の方に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 募集回・定員

	開催日程	定員
第3回	平成27年 9月 2日～平成27年10月15日	各回60名
第4回	平成27年10月28日～平成27年12月11日	

3 研修内容

別紙「認知症介護実践者研修日程表」参照

4 受講資格

次の全てに該当する者としてします。

(1) 対象者

京都市内の介護保険施設・事業所等で認知症介護に携わる介護職員で、認知症の知識に関して、一定の知識（介護福祉士と同程度の知識）、技術を習得している者で、かつ介護現場経験が2年以上ある者。

※ 旧認知症介護実務者研修（基礎課程）を受講された方は、受講対象となりませんので、御注意ください。

(2) すべての講義・演習・職場実習（修了式後のフォロー研修を含む。）に出席することができる者。（遅刻、途中退席は認めません。）

(3) 経費

研修の受講に当たり、次の経費を負担することができる者

ア 受講料

9,000円

なお、下記テキストの購入を希望する者は、別途負担が必要となります。

- 第2版 新しい認知症介護 実践者編 2,376円
- 改訂 センター方式の使い方・活かし方 3,672円
- センター方式 ーシートパッカー 500円

イ 受講に当たり必要となる食費・交通費など一切の経費

【研修会場】

講義・演習「ひと・まち交流館 京都」会議室（下京区河原町通五条下る東側）

電話：(075) 354-8822

アクセス：京都市バス4系統、17系統、205系統「河原町正面」下車 すぐ

京阪電車「清水五条」下車①番出口より徒歩約8分

市営地下鉄烏丸線「五条」下車⑤番出口より徒歩約10分

実習 所属施設・事業所

5 応募方法

(1) 応募書類

下記応募書類に必要事項を記入のうえ、郵送もしくは御持参ください。**FAXでの申込みは受け付けません。**

- 実践者研修申込書
- 受講申込レポート（受講申込者用 1枚）
- 受講申込レポート（所属長・施設長等用 1枚）*受講生ひとりにつき1枚を提出

(2) 応募先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 生きがい支援担当：堀尾

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話（075）251-1106

(3) 受付期間

第3回，第4回分とも

平成27年6月16日（火）～平成27年7月16日（木）17時半 必着

6 受講者の決定

上記4の受講資格を有する者が定員を上回って受講を希望する場合，応募書類等を選考の上，平成27年8月13日（木）までに受講の可否について文書により通知します。（選考基準や選考結果等の問い合わせには一切応じません。）

7 研修目標と修了要件

(1) 研修目標

ア 認知症の人の立場に立ち、「認知症という病気をかかえて生きる」気持ちを理解しようとし、その上で認知症の人のその人らしい暮らしを実現するために必要な知識や技術（医学、介護、環境、家族の思い、権利擁護、ケアマネジメント、リスクマネジメント等）について学びます。

イ 演習・職場実習発表をとおして、自分の意見や他者の意見を積極的に交換し、気づき、学びの理解を深めます。

ウ 受講生自身の認知症介護の理念について考え、表現します。

エ 講義・演習で学んだ知識や技術をもとに、一人の認知症の方の言動・行動の背景を知り、その人の立場に立って、思いや願いを考えケアに繋がります。

(2) 修了要件

ア すべての講義・演習・職場実習に出席すること（遅刻，途中退席は認めません。）

*すべての講義とは，修了式後のフォロー研修を含みます。

イ 講義・演習等をとおして，受講生自身の気づきや学びをまとめた講義記録等のレポートや課題を期日内にすべて提出していること。

ウ 実習のまとめ発表において，認知症の人を主語に，認知症の人の思いや願いを言語化し表現することができること。また，自他の発表の中で，自分が感じたことや考えたことを他の受講生や講師等に伝え，意見交換ができること。

※研修受講者としてふさわしくない態度・行動があると認められる場合は，受講の取消しや修了を認めない場合があります。

8 修了証書

全日程を受講し、修了要件を満たされた方に、京都市長から修了証書を交付します。

9 留意点

(1) 申込について

○申込書の受理

申込は法人毎に行ってください。郵送、持参にかかわらず、書類受取時に申込書類の確認は行いませんので、必ず記入漏れや書類の不足等がないようお願いします。提出書類に不備・不足があった場合は、申込みを受け付けたことにはなりませんので御注意ください。

○受講が義務付けられている研修等についての申込書への記載

認知症介護実践者研修は、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられています。また、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を受講する予定のある方は、実践者研修の修了が必要となりますので、実践者研修申込書に明記してください。

(2) 受講にあたって

○受講決定者の辞退について

受講できない状況になった場合は、速やかに京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）まで連絡してください。

○認知症介護実践者研修の職場実習及び同意書取得について

認知症介護実践者研修では、受講生の方が所属されている職場で取り組む職場実習を設けています。これは、その職場でかかわりのある認知症の方をひとり選んでいただき、本人やその家族から職場実習のための同意書を取得いただいたうえで、上司や職場関係者の協力のもと、受講生が職場実習に取り組むものです。

そのため、申込の際には、①認知症と診断されている方を選定し、②同意書の取得が可能か、③一定期間の実習が可能か御検討のうえ、お申し込みください。

なお、②については、実践者研修の受講が決定した方は、**研修初日の前日までに取得**してください。**同意書がない場合は受講不可となります**ので御注意ください。

（同意書の様式等は、後日長寿すこやかセンターのホームページに掲載します。）

また、③の職場実習については、通常業務と並行して取り組んでいただいても結構です。

○課題レポート等の提出物について

- 1 **受講決定後の課題レポートについては、期日内に全てのレポートが提出されていない場合は、その時点で受講取消となります。**
- 2 **講義記録や課題等について、定められた期日に提出されていない場合は、研修期間中であっても受講を取り消す場合があります。**
- 3 **研修終了後の事後レポートについては、期日内に全てのレポートが提出されていない場合は、修了を取り消す場合があります。**また、**次年度の受講選考審査の際の参考ともなります。**

(3) 法人・事業所の長の皆様へのお願い

○受講環境について

認知症介護実践者研修には、毎年、大幅に定員を上回ってお申し込みいただいています。

しかしながら、近年、受講生や事業所の都合で、研修直前や研修途中で参加を辞退される方がおられます。

各法人（事業所）におかれましては、直前や研修途中の辞退がないよう受講希望者を選考のうえ受講を申し込みいただくとともに、受講決定後は、受講生が研修に集中できるよう、研修期間中の人事異動等がないよう研修受講環境の整備に御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、研修修了後のフォローアップ研修は、厚生労働省の標準カリキュラムに準じて実施しているため、修了式後であっても必須受講となりますので、あわせて勤務調整などに御配慮ください。

10 問い合わせ先

○受講者募集に関すること

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 生きがい支援担当 堀尾 まで

住 所：〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電 話：(075) 251-1106

○研修の内容・受講に関すること

京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）

研修担当 田中，横田 まで

住 所：〒600-8127

京都市下京区河原町通五条下る東側「ひと・まち交流館 京都」4階

電 話：(075) 354-8822